

令和7年度
持続可能な養殖産地育成事業
(三次公募)

令和7年12月

長崎県水産部水産加工流通課

補助金を応募する際の注意点

- ① 補助金に関する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、県として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。なお、事業に係る取引先（請負先、委託先以降も含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合には、補助金の受給者立ち会いのもとに必要に応じて現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ 上記の調査の結果、長崎県補助金等交付規則第17条に該当する場合については、当該補助金に係る全部又は一部の交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただきます。
- ④ 県から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を行った経費については、補助金の交付対象となりません。
- ⑤ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満を除く）に当たっては、県からの指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません。

（参考）長崎県補助金等交付規則第17条

（補助金等の交付の決定の取消し）

第17条 知事は、補助事業者等が第5条の2各号のいずれかに該当することが判明し、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（交付の決定の除外）

第5条の2 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であると認めるときは、交付の決定を行わないものとする。ただし、知事が別に定める補助金等に係る申請にあっては、この限りでない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認めるもの

令和7年度持続可能な養殖産地育成事業（三次公募）

県では、養殖業者の所得向上を図るため、生産性や収益性が高く、地域内外へ波及可能な先駆的な養殖ビジネスモデルの創出に取り組む補助事業を創設しました。

事業実施候補者を募集しますので、事業の実施を希望される方は、以下の内容をご確認のうえ、ご応募ください。

1. 事業趣旨

養殖業の持続的な成長を図るため、中核的な養殖業者が策定した養殖モデル計画に基づき実施される先駆的な取組を支援。

2. 対象事業者

地域養殖モデル計画検討会議※において中核的養殖業者と認められた県内の養殖業者（漁業協同組合又は養殖業者（法人、個人））とする

※地域養殖モデル計画検討会議は、養殖事業者の希望に応じて、漁業協同組合が市町や県と連携して設置し、事業希望者が作成した養殖モデル計画を協議・検討する場です。

3. 採択件数

予算の範囲内において採択

4. 対象経費、補助率

対象経費	補助率
<p>養殖モデル計画に基づき実施する、地域内外へ波及が期待される先駆的な取組に係る、以下の取組に必要な経費。</p> <p>1. 養殖用施設等整備に必要な経費 ア. 施設整備費（生簀、生簀網、係留施設及び付帯する資材等） イ. アの整備に伴う漁場調査費、設計費、運搬費、組立設置費等</p> <p>2. 養殖用機器等整備 ア. 機器整備費（先端機器） イ. アの整備に伴う借上使用料、設計費、設置費、システム調整費、通信費等</p> <p>3. その他事業の推進に必要と知事が認めた経費（販売促進費等）</p>	当該事業に要する経費の2分の1以内

5. 募集期間

令和7年12月8日（月）～令和8年1月9日（金）正午

6. 実施要領等

- ・持続可能な養殖産地育成事業実施要綱（実施要綱）
- ・持続可能な養殖産地育成事業実施要領（実施要領）
- ・持続可能な養殖産地育成事業にかかる養殖モデル計画策定要領（モデル計画策定要領）

7. 申請書類

- ・計画承認申請書（実施要領 別添様式第1号）
- ・事業計画書（実施要綱 様式第1号）
- ・収支予算書（実施要綱 様式第2号）
- ・養殖モデル計画書（モデル計画策定要領 様式第1号）
- ・暴力団排除に係る誓約書（実施要綱 様式第5号）

8. 事業実施者の選定方法

提出された事業計画について、実施要領第7に定める方法に基づき審査を行い、予算の範囲内で事業実施者を選定します。（令和8年1月下旬予定）

9. 申請方法

申請書類一式を、郵送又は電子メールで、以下の宛先に送付ください。

【提出先】〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

長崎県水産部水産加工流通課 養殖振興担当 前川宛

提出先アドレス：hideki-maekawa@pref.nagasaki.lg.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「/atmark/」と表示しているので、送信の際は「@」に変更してください。

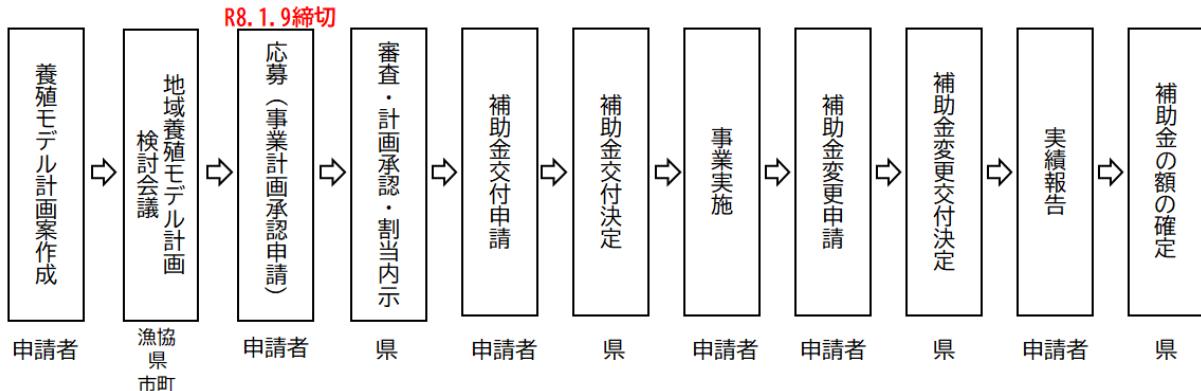
【提出期限】令和8年1月9日（金）正午 必着

（※注意事項）

メール申請の場合は、申請を受信した旨の返信メールをお返しします。

申請後、万が一返信メールが届かない場合は、お手数ですが、お電話にて必ずご一報いただきますよう、お願ひいたします。

10. 事業実施の流れ



(※注意事項)

事業の着手は交付決定日以降となります。交付決定日より前に着手した取組については補助対象外となりますのでご注意ください。

令和8年3月31日までに事業完了できる取組が対象となります。

申請ご希望の場合は、まずはご一報ください。

【問い合わせ先】

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

TEL : 095-895-2872

長崎県水産部水産加工流通課

養殖振興担当 担当：前川